

芝小学校サポートチーム会則

第1章 総 則

第1条 本会は、芝小学校サポートチームと称し、事務局を川口市立芝小学校内におく。

第2条 本会は、芝小学校の教育活動の充実を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 子供の登下校の見守り
- (2) 資源回収（周年行事基金の積み立て等）
- (3) 美化活動（市のクリーン作戦とタイアップ・町会との連携）
- (4) 読書活動（読み聞かせ・学校図書の修繕など）
- (5) 広報誌作成（広報誌「わかくさ」の作成・行事等の写真撮影）
- (6) 行事協力（運営のサポート・道具の設置・片付けなど）

第2章 組 織

第4条 本会は、川口市立芝小学校の下記の組織をもって構成される。

- ・学校教職員
- ・学校運営協議会（芝地区町会長・園長・児童館館長・公民館長・主任児童員など）
- ・学校施設開放委員会（開放施設利用団体の長）
- ・学校応援団
- ・在校生保護者

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員（代表・副会長・グループリーダー）をおく。

- (1) 代表 1名 ※芝小学校 校長
- (2) 副会長 5名程度 ※教頭・学校運営協議会委員 開放委員会長
在校生保護者等
- (3) グループリーダー 6名 教員・在校生保護者

第6条 役員、任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を総理し、各会議の企画運営をする。
- (2) 副会長は、会長を助け会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) グループリーダーは各グループの取りまとめとなり、目的達成のため

めにグループ内を統括する。

第7条 役員、グループリーダーの選出は、次のとおりとする。

- (1) 代表、副会長は、芝小学校の職員、該当組織の代表になる。
- (2) グループリーダーは、在籍の保護者の立候補、候補がない場合は、芝小学校の教員になる。

第8条 役員、グループリーダー任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充の役員、グループリーダー任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第9条 本会の会費は集金しないものとする。

※但し、資源回収の収益金については、役員の協議の下、周年行事及び、学校運営に関わる物品の購入に充てるととする。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条 会計監査は、学校運営協議会事務局が担う。

第5章 補 則

第12条 本会の運営に必要な規程、細則は学校運営協議会で審議し、決定する。

付 則

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。(全面改正)
本会則は、令和 8年 6月10日 改定。